**中野区公契約条例に関するお知らせ**

あなたのお仕事には「中野区公契約条例」が適用されます。

**この条例に基づき、中野区が定める賃金の下限額が定められています。**

（条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。）

ご自身の賃金が上記の労働報酬下限額より低いと思う場合、中野区または受注者等に申出ることができます。申出をしたことにより、不利益な取り扱いを受けることはありません。

また、下請業者や再委託先の労働者において、支払われた賃金が労働報酬下限額を下回り、是正されない場合、受注者（元請）が連帯して賃金を支払うことが定められています。

|  |  |
| --- | --- |
| 件 名 |  |
| 履行場所 |  |
| 履行期限 | 令和　年　月　日 から 令和　年　月　日 |

**○中野区公契約条例が適用される労働者の範囲**

|  |  |
| --- | --- |
| 適用される労働者 | ①　受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第９条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等）②　労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者③　自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者(いわゆる一人親方) |
| 適用されない労働者 | ①　同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 ②　労働者ではない者(ボランティア、会社役員等)③　最低賃金法第７条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者(ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。)④　公契約に係る業務に直接従事しない者(事務員、材料の製造に従事する者等)⑤　公契約に従事した時間が１ヶ月あたり３０分未満の者⑥　工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者) |

**○労働報酬下限額**

|  |  |
| --- | --- |
| 工事請負契約 | 公共工事設計労務単価の９０％に基づき定める１時間あたりの金額 （別表参照） |
| 業務委託及び指定管理協定 | １時間あたり　１，３１０円（※） |

※　ただし、「軽井沢少年自然の家」における指定管理協定の労働報酬下限額は、**１時間当たり１，１１５円**とする。

**○申出をする場合の申出先**

労働者は、基準額以上の労働報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者又は区に文書で申出することができます。なお、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いは受けません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出先 | 申出書提出先 | 連絡先 |
| 受注者 |  |  |  |
| 発注者 | 中野区総務部契約課 | 〒164-8501中野区中野四丁目８番１号中野区中野四丁目１１番１９号（新庁舎） | 03-3228-8903 |

【別表】工事請負契約　労働報酬下限額（単位：円／１時間あたり）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 職種 | 労働報酬下限額 |  | 職種 | 労働報酬下限額 |
| 01 | 特殊作業員 | ３，１８３ | 27 | 普通船員 | ３，３１８ |
| 02 | 普通作業員 | ２，８５７ | 28 | 潜水士 | ５，３１０ |
| 03 | 軽作業員 | １，９８０ | 29 | 潜水連絡員 | ３，８８１ |
| 04 | 造園工 | ２，９１３ | 30 | 潜水送気員 | ３，７６８ |
| 05 | 法面工 | ３，５５５ | 31 | 山林砂防工 | ３，４５３ |
| 06 | とび工 | ３，５１０ | 32 | 軌道工 | ６，１２０ |
| 07 | 石工 | ３，５３２ | 33 | 型わく工 | ３，３７５ |
| 08 | ブロック工 | ３，２８５ | 34 | 大工 | ３，２４０ |
| 09 | 電工 | ３，３８６ | 35 | 左官 | ３，４６５ |
| 10 | 鉄筋工 | ３，４７６ | 36 | 配管工 | ３，０３７ |
| 11 | 鉄骨工 | ３，１５０ | 37 | はつり工 | ３，２１７ |
| 12 | 塗装工 | ３，６７８ | 38 | 防水工 | ３，８４７ |
| 13 | 溶接工 | ３，８０２ | 39 | 板金工 | ３，６４５ |
| 14 | 運転手（特殊） | ３，２５１ | 40 | タイル工 | ３，５２１ |
| 15 | 運転手（一般） | ２，６５５ | 41 | サッシ工 | ３，４２０ |
| 16 | 潜かん工 | ３，９４８ | 42 | 屋根ふき工 | ３，６４５ |
| 17 | 潜かん世話役 | ４，６８０ | 43 | 内装工 | ３，５２１ |
| 18 | さく岩工 | ４，００５ | 44 | ガラス工 | ３，３６３ |
| 19 | トンネル特殊工 | ３，８１３ | 45 | 建具工 | ３，０２６ |
| 20 | トンネル作業員 | ３，３０７ | 46 | ダクト工 | ３，０３７ |
| 21 | トンネル世話役 | ４，３２０ | 47 | 保温工 | ２，９４７ |
| 22 | 橋りょう特殊工 | ３，７０１ | 48 | 建築ブロック工 | ３，５３２ |
| 23 | 橋りょう塗装工 | ３，７８０ | 49 | 設備機械工 | ２，９７０ |
| 24 | 橋りょう世話役 | ４，３３１ | 50 | 交通誘導警備員A | ２，１３７ |
| 25 | 土木一般世話役 | ３，４８７ | 51 | 交通誘導警備員B | １，８６７ |
| 26 | 高級船員 | ４，１１７ | 52 | 上記以外の職種、未熟練工等 | １，５４０ |